

愛媛県人口問題総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本県の人口ビジョン及び総合戦略（以下「総合戦略等」という。）の策定に当たり、総合的な立場からの意見を聴くとともに、総合戦略等を着実に推進するため、愛媛県人口問題総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、総合戦略等の在り方、主要な課題及びその他総合戦略等の策定に必要な事項に関し、総合的な立場から意見を述べるとともに、総合戦略等を推進する。

(組織)

第3条 推進会議の構成は、愛媛県及び別紙のとおりとする。

- 2 推進会議に議長を置き、愛媛県知事の職にある者をもって充てる。
- 3 議長は、推進会議の会務を総理する。
- 4 議長に事故があるとき又は不在のときは、議長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、構成組織以外の者を推進会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(解散)

第6条 推進会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画振興部政策企画局総合政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

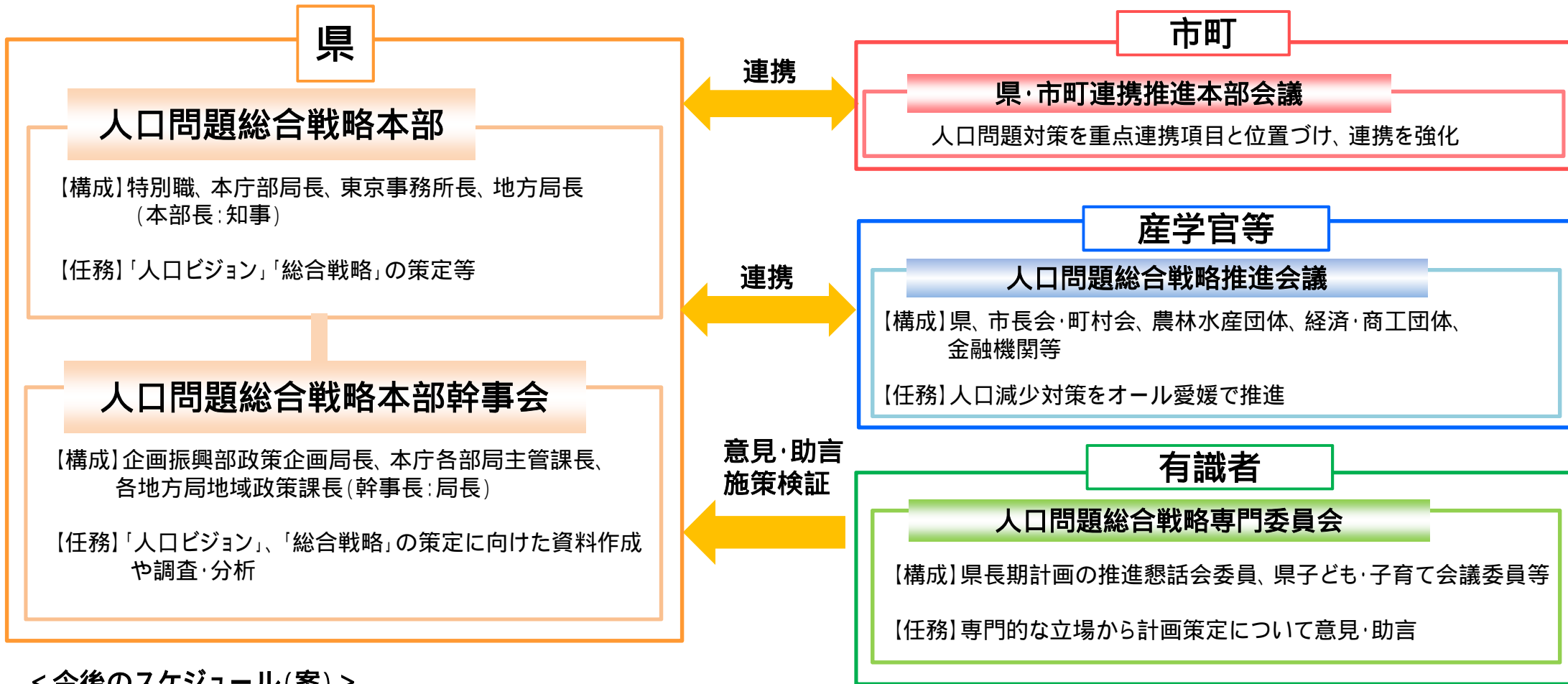
附 則

この要綱は、平成27年4月16日から施行する。

別紙（第3条関係）

名 称
株式会社 伊予銀行
株式会社 愛媛銀行
愛媛経済同友会
愛媛県漁業協同組合連合会
愛媛県市長会
社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会
愛媛県商工会議所連合会
愛媛県商工会連合会
愛媛県信用農業協同組合連合会
愛媛県森林組合連合会
愛媛県町村会
愛媛県農業協同組合中央会
愛媛県PTA連合会
愛媛県保育協議会
愛媛県幼稚園連合会
公益財団法人 えひめ女性財団
国立大学法人 愛媛大学
日本労働組合総連合会愛媛県連合会
学校法人 松山大学

「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定に向けた体制及びスケジュール



< 今後のスケジュール(案) >

時期	項目
27年4月	第1回人口問題総合戦略推進会議開催 (以後、必要に応じ開催)
5月	第1回人口問題総合戦略専門委員会開催 (以後、必要に応じ開催) 県・市町連携推進本部会議開催
7月	県の人口ビジョン・総合戦略骨子の策定
12月	県の人口ビジョン・総合戦略の策定